



ヤード条例

日差しがまだまだ強い中、朝夕に吹く風はどこか涼しく感じられ、赤とんぼが飛び始めているのを見ると、秋がそこまで近づいているのが感じられます。鈴虫などの音色も外国人には雑音に聞こえ、日本人だけがその音を楽しむことができるそうです。今年7月に埼玉県条例として、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例が議会で可決されました。これにより屋外でスクラップや廃プラを野積みしているヤードと呼ばれる業者に規制が入る事となりました。同時に弊社の様な中間処理業者であっても規制対象となります。更に積み替え保管業者や100㎡以上の保管場をしている全ての者となりますので、解体屋さんが、一時的に自分の土地などに保管をしている土地も対象となります。この条例の厳しさは、床はコンクリート等で油がしみこまない状態にし、更には品物から油が流出する事を想定して油水分離層の設置や保管場所の壁に品物が寄りかかる場合には、強度検討書（建築確認などの法規制）も必要となります。当然中間処理業者が表示している様な保管場所の届け出や看板等の保管表示も必要となります。ここまで見ると、設備は無くても中間処理業者並みの対策を必要としてハードルが高いと言えます。では弊社の様な中間処理業者は対象外なのでは？と思われるのですが、弊社も中間処理を必要としない商品が屋外に置いてあります。その置き場が屋外保管条例の対象となります。その為弊社も中間処理業許可の届け出の他に屋外保管場所の届け出もする必要があります。これは予想外でした。何故この様な条例が出て来たかと言いますと、外国人業者（主に中国）のヤードが当初は千葉が多かったのですが、徐々に全国に拡大していき、TVなどでも火災や騒音振動等の問題で取り上げられてきた事がこの条例の制定に繋がったと言えます。弊社が所属する日本鉄リサイクル工

業会でも以前から問題視してはいたのですが、会長交代を機に業界としても動き出しています。今は管轄の経産省を筆頭に環境省、警察庁等とも合同会議を開いています。そもそもこのヤードと呼ばれる主に外国人業者の問題点は、日本の法律を無視し、借りた土地でやりたい放題と言う点が挙げられます。家電のクーラーは、家電リサイクル法で規制され、弊社の様な問屋でも処理はできません。登録業者のみ取り扱いができ、その処理場所も許可の受けたところのみしかできません。でも彼らは、そこに売れる金属が含まれる為、フロンなどもお構いなしに大気放散させており、何の為のリサイクル法なのか判りません。その他では、不法就労問題や税金なども納めていない、盗難品の売り場となっている可能性もあります。この為、既存の日本の業者でも一部はあったのですが、盗難品など捌き易くなった事が影響してか？電線やグレーチングなどの盗難が増えている気がします。（こちらも外国人の犯罪の可能性が高いと思われます）この様にヤードが増えて来た事から、環境はもとより犯罪の増長にも繋がっていると考えられます。その為今度は警察も動き出します。盗難対策として警察も何かルールを作る予定の様です。業者の許可制の可能性もあります。こちらは法が後ろ盾となる為、より厳しいものになる可能性もあります。この一連の問題、本来は国が法律を作るべきなのでしょうが、国の腰は重く、県条例で対応するしかないと言うのが現状です。個人的には、ここは誰の国ですか？と言いたくなります。日本は公害問題なども経験した経緯から、様々な法律ができました。それにより環境が維持されてきたと思われます。それを又ヤード業者達が過去へと戻そうとしている事が問題であり、日本の法律やルールを守って行う業者なら、日本人だろうと外国人だろうと良い訳で、そうでない方は退場させていく必要があります。ある程度の秩序の中で回っていたことが、秩序を乱す輩の為に新たなルールができる。仕方ないことかもしれませんが、何かやるせません。でもやるなら徹底して行い、悪が善を駆逐する事無い様、県にも警察にも取り締まりをしっかりとお願いしたいと思います。ちなみに埼玉県屋外保管条例の届け出は、来年1月から半年の間となっています。県条例は5年更新の許可制です。細かい規則などは今現在作成中との事なので、判り次第ご報告させていただきます。

コラム

最近自然災害が大きくなってきています。地球温暖化もあるのですが、ポールシフトも影響しているのでは？とも考えています。そう考えますと、これから先は人類も経験してない事が起きるかもしれません。